

平成28年（行ウ）第49号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等差止請求事件

原告 河田昌東 ほか75名

被告 国

答 弁 書


平成28年7月6日

名古屋地方裁判所民事第9部A2係 御中

被告訴訟代理人

〒104-0061 東京都中央区銀座六丁目5番13号


CSSビルディングⅢ ふじ合同法律事務所


弁護士 竹野下 喜彦 

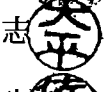
被告指定代理人


〒460-8513 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号


名古屋法務局訟務部（送達場所）

部 付 苅谷 昌子 

部 付 藤枝 祐人 

上席訟務官 大平 浩志 

訟務官 佐々木 弥生 

法務事務官 竹内 弘樹 

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

原子力規制委員会原子力規制庁

環境技官	高橋正史	
環境事務官	大城朝久	
環境事務官	矢野諭	
環境事務官	仲村淳一	
環境技官	中川幸成	
環境事務官	井藤志暢	
環境事務官	豊島広史	
環境事務官	木村真一	
環境技官	谷川泰淳	
環境事務官	羽田野蒼	
環境技官	市村知也	
環境技官	中桐裕子	
環境技官	片野孝幸	
環境技官	小林勝	
環境技官	齋藤哲也	
環境技官	鈴木健之	
環境技官	反町幸之助	
環境技官	佐藤秀幸	
環境技官	永井悟	
環境技官	佐藤雄一	
環境技官	藤原弘成	

第1 本案前の答弁

- 1 本件各訴えをいずれも却下する
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする
との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 原告らの訴え

原告らは、訴状の請求の趣旨において、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）が、原子力規制委員会に対してした、①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）43条の3の3第4項に基づく平成27年4月30日付けの関西電力高浜発電所1号炉及び2号炉（以下、それぞれ「高浜発電所1号炉」、「高浜発電所2号炉」といい、これらを併せて「本件各原子炉」という。）に係る運転期間延長認可申請に対し、原子力規制委員会が本件各原子炉の運転期間延長認可処分（以下「本件運転期間延長認可処分」という。）をすること、②原子炉等規制法43条の3の8第1項に基づく平成27年3月17日付けの本件各原子炉に係る設置変更許可申請に対し、原子力規制委員会が本件各原子炉の設置変更許可処分（以下「本件設置変更許可処分」という。）をすること、③原子炉等規制法43条の3の9第1項に基づく平成27年7月3日付けの本件各原子炉及びその附属施設（以下「本件各原子炉施設」という。）に係る工事計画認可申請に対し、原子力規制委員会が本件各原子炉施設の工事計画認可処分（以下「本件工事計画認可処分」という。）をすること、④原子炉等規制法43の3の24第1項に基づく平成27年4月30日付けの本件各原子炉に係る保安規定変更認可申請（高経年化対策関係）に対し、原子力規制委員会が本件各原子炉の保安規定変更認可処分（以下「本件保安規定変更認可処分」といい、上記①ないし④の各処分を併せて「本件各処分」とい

う。) をすることの差止めを求めている。

2 差止めの訴えにおける狭義の訴えの利益について

差止めの訴えは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟であるから（行政事件訴訟法〔以下「行訴法」という。〕3条7項）、既に行政庁が一定の処分又は裁決をした場合には、当該処分又は裁決の差止めを求めるにつき法律上の利益を有するとはいえず、狭義の訴えの利益（行訴法37条の4第3項、9条1項かつこ書参照）が失われることになる（南博方ほか編・条解行政事件訴訟法〔第4版〕793ページ）。

3 本件各処分の差止めを求める訴えの利益は失われたこと

原告らが差止めを求める本件各処分は、以下のとおり既にされたものであるから、本件各処分の差止めを求める訴えの利益は失われた。

- ① 原子力規制委員会は、平成28年4月20日付けで、関西電力に対し、前記1②の本件各原子炉に係る設置変更許可申請について、本件設置変更許可処分をした（乙第1号証）。
- ② 原子力規制委員会は、平成28年6月10日付けで、関西電力に対し、前記1③の本件原子炉施設に係る工事計画認可申請について、本件工事計画認可処分をした（乙第2号証の1及び2）。
- ③ 原子力規制委員会は、平成28年6月20日付けで、関西電力に対し、前記1①の本件各原子炉に係る運転期間延長認可申請について、本件運転期間延長認可処分をした（乙第3号証の1及び2）。
- ④ 原子力規制委員会は、平成28年6月20日付けで、関西電力に対し、前記1④の本件各原子炉に係る保安規定変更認可申請（高経年化対策関係）について、本件保安規定変更認可処分をした（乙第4号証）。

4 結論

以上によれば，本件各訴えは，狭義の訴えの利益が失われたものであり，訴訟要件を欠き不適法なものであるから，速やかに却下されるべきである。

以 上